

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議においても、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置付けるべきとの考え方が確認された。

また、政府は、本年1月、認知症対策を国家的課題として位置付け、認知症施策推進総合戦略、いわゆる「新オレンジプラン」を策定し、認知症高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととした。

しかしながら、今後、認知症高齢者の一層の増加が見込まれることから、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、早期かつ総合的な取り組みが求められるところである。

よって、国会及び政府においては、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会を目指し、学校教育などによる理解を一層促進するとともに、予防・治療法の確立、ケアやサービスなど、総合的な施策の具体的な計画策定を定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。
- 2 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想などの心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
- 3 自治体などの取り組みについて、家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの先進事例を広く周知すること。
- 4 「新オレンジプラン」の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点に基づく点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年（2015年）7月17日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣
（提出者）自由民主党、民主党・市民連合及び公明党所属議員全員